

R 5 宮繕 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気

図番	図面名称	図番	図面名称
共-01	宮繕工事共通仕様書(1)	E-06	電灯設備 キャットウォーク平面図(改修後)
共-02	宮繕工事共通仕様書(2)	E-07	電灯設備 ぶどう棚平面図(改修前・後)、凡例
共-03	宮繕工事共通仕様書(3)	E-08	電灯設備 アリーナスイッチ系統図
電特-01	電気設備工事特記仕様書(1)	E-09	電灯設備 1階平面図(改修前)
電特-02	電気設備工事特記仕様書(2)	E-10	電灯設備 2階平面図(改修前)
E-01	付近見取図・配置図	E-11	電灯設備 キャットウォーク平面図(改修前)
E-02	既存電灯分電盤結線図(改修)	E-12	コンセント設備 1階平面図(改修後)
E-03	新設照明器具参考姿図	E-13	コンセント設備 2階平面図(改修後)
E-04	電灯設備 1階平面図(改修後)	E-14	コンセント設備 キャットウォーク平面図(改修後)
E-05	電灯設備 2階平面図(改修後)		

課長	副課長	課長補佐	係長	係長	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																
一章 一般 共通 事項	I. 工事概要		7. 下請負人の選定		<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p>																			
	1. 工事名称	R 5 営繕 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気	8. 施工体制台帳及び施工体系図		<p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>																			
	2. 工事場所	三好市池田町州津井間	9. 電気保安技術者等		◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。																			
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>養護学校体育館</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>RC造 地上2階</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td></td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>1 5 3 8 . 3 5 9 (m2)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>6項 (ハ)</td></tr> </table>	建物名称	養護学校体育館	構造・規模	RC造 地上2階	敷地面積		延床面積	1 5 3 8 . 3 5 9 (m2)	消防法施行令別表第1の区分	6項 (ハ)	10. 施工中の安全確保		◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。									
建物名称	養護学校体育館																							
構造・規模	RC造 地上2階																							
敷地面積																								
延床面積	1 5 3 8 . 3 5 9 (m2)																							
消防法施行令別表第1の区分	6項 (ハ)																							
	4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>工 事 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 灯 設 備</td> <td>図示部分の電灯改修工事一式</td> </tr> <tr> <td>コンセント設備</td> <td>図示部分のコンセント改修工事一式</td> </tr> <tr> <td>撤 去 工 事</td> <td>図示部分の照明器具撤去工事一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	工 事 概 要	電 灯 設 備	図示部分の電灯改修工事一式	コンセント設備	図示部分のコンセント改修工事一式	撤 去 工 事	図示部分の照明器具撤去工事一式														
種 目	工 事 概 要																							
電 灯 設 備	図示部分の電灯改修工事一式																							
コンセント設備	図示部分のコンセント改修工事一式																							
撤 去 工 事	図示部分の照明器具撤去工事一式																							
	5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。																						
	II. 営繕工事共通仕様書																							
	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） 																						
	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 																						
	3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>																						
	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。																						
	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。																						
	6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																						
特記		徳島県県土整備部営繕課			<p>●工事名 R 5 営繕 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気</p> <p>●図面名 営繕工事共通仕様書(1)</p>		<p>●図面番号 共 - 01</p> <p>●縮尺 Non</p>	<p>●所長 藤川 隆幸</p> <p>●設計長 近藤 誠司</p> <p>●担当者 吉見 明</p>																
							<p>●図面番号 共 - 01</p> <p>●縮尺 Non</p>	<p>●所長 藤川 隆幸</p> <p>●設計長 近藤 誠司</p> <p>●担当者 吉見 明</p>																

◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。

◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。


◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

◎輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

◎過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

◎発生材の処理等は、次により適正に行う。
(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
(3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
(4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
(5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
(7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

◎アスベスト
(1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
既存の分析調査結果の貸与（あり）・なし）。
(2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-IIによること。

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の現状状況や、搬出先が産土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事的目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>				<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は常備課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）5千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・旋錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																				
3千円未満	—	1回																				
3千円以上5千円未満	—	2回																				
5千円以上1億円未満	1回	2回																				
1億円以上	2回	3回																				
	13. 材料・製品等		14. 化学物質を発生する建築材料等																			
			15. 施工																			
特記		徳島県県土整備部営繕課			<p>●工事名 R5 営繕 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気</p> <p>●図面名 営繕工事共通仕様書（2）</p>		<p>●図面番号 共-02</p> <p>●縮尺 Non</p>	 <p>所長 藤川 隆幸 設計長 近藤 誠司 担当者 吉見 明</p> <p>一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 28227 一級建築士 No. 284984</p>														

111. 電気設備工事特記仕様書

1 章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
 - 自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事にし定める ・ **既存施設の保安規程を適用（改修・増築等）**）
 - 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（ ・ 本工事 ・ **（別途）**）~~本受電後引渡しまでの基本料金（ ・ 本工事 ・ **（別途）**）~~
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業
	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

4. 施工条件

施工条件は次にによる。

- 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- 授業に影響のある、騒音、振動、粉塵、臭い等を伴う作業は、土曜日、祝日及び長期休暇に行うこと。
ただし、事前協議にて了承を得た場合は、この限りではない。
- 試験などがある場合、支障となる時間帯は施設要望により工事を一時中断する場合がある。
- 本工事においては、8時から17時までの間で行うこと。
- 工事関係者の出入り口は、基本北側の北門からとする。
- 大型車両による資材、重機などの搬入がある場合のみ正門を使用すること。
ただし、搬入時間帯を、6時30分までとし、登校時間と重なる車の無い様にする。
- 西側道路は通学路であるため、工事車両の通行速度は、10Km以下とする。
- スクールバスの登校時は、玄関前6：45発、8：50玄関前着、増便7：20発、8：30玄関前着の2便があります。
- スクールバスの下校時は、玄関前14：45横付け15：05発、戻りは17：00頃の1便があります。
- 上記時間踏まえ構内へは、7時20分から9時30分までの間は、原則、工事車両の侵入は禁止する。
- 構内南側は隣接する池田博愛会の使用通路でもあり、上記時間帯は原則工事車両の侵入は禁止する。
- 外部足場設置時は、東側への動線が厳しくなる為、必要に応じ敷地北東の出入口使用も考慮する。
ただし、この通路は、池田博愛会の構内を通過する為、事前協議の上承諾を得なければならない。
事前協議は、監督員同席のもの行う事。
- その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- 借地、工事用敷地(使用可能範囲)
本工事において、構内に現場事務所などの設置ができない為、着蔵近隣公園の駐車場の一部使用を想定しており、工事着手前に、請負業者は三好市社会教育課に書面にて借地承諾を得ること。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- 産業廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	75.4	0	t
ガラス	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	6.5	10,000	m3
廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	5.2	16,000	m3

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃処分業者」という。）」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

5. 養生等

- 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

6. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式
太陽光発電装置	常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型） パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2 章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 施設の種類、地域係数
 - 施設の種類（ ・ **（特定の施設）** ・ 一般の施設 ） ・ 地域係数（ ・ 1.0 ・ **（0.9）**）
- 重要機器
 - 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
 - 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・

設計用標準水平震度	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋		機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
		水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階		機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
		水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階		機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
		水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量の機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
 - （ ・ ・ ・ ）
 - 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「熔融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の熔融亜鉛めっきを施したものとする。

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 仮設工事

- 工用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 既存電力利用（ ・ できる ・ **（できない）**）、電力料金（ ・ **（有償）** ・ 無償）
 - 既存水利用（ ・ できる ・ **（できない）**）、水料金（ ・ **（有償）** ・ 無償）
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 同用地は、（ ⊙ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ） 設けること。
- 足場その他
足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ⊙ 関連工事が設置するものを無償で使用できる ）。
 - 外部足場（種類： ・ 仕様： 枚布、D= cm、シート仕様： ）
※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
 - 内部足場（種類：ローリングタワー足場（別途建築工事にて設置） ）

特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R 5 営繕 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気	●図面番号	電 特 - 01	所長	設計長	担当者
		●図面名	電気設備工事特記仕様書（1）	●縮尺	Non			
						一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 284984

6. その他共通事項

- (1) 配管工事
- ・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - ・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - ・屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 塗装工事
- ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(○ 一般居室、廊下等、)
 - ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- (3) 配線器具
- ・図面に記載なきフラッシュプレート材質は、(○ 新金属製、 ・樹脂製)とする。
- (4) 支持金物等
- ・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したもとする。
- (5) 用途別表示
- ・盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - ・なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (6) その他
- ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - ・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

3章 電灯設備

1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

4章 その他

1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃(和室)	床上～中心	150	
〃(台上)	台上～中心	150	
〃(土間)	床上～中心	800～1,300	
〃(車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃(踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃(鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃(和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃(外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃(モニター付)	床上～中心	1,400	
〃(カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃(和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃(和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃(LPガス)	床上～下端	300	

2. 配線図記号

- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
- (G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- (16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
- (19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

特 記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名

R 5 営繕 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気

●図面名

電気設備工事特記仕様書(2)

●図面番号

電特-02

●縮尺

Non

●所長

藤川 隆幸

●設計長

近藤 誠司

●担当者

吉見 明

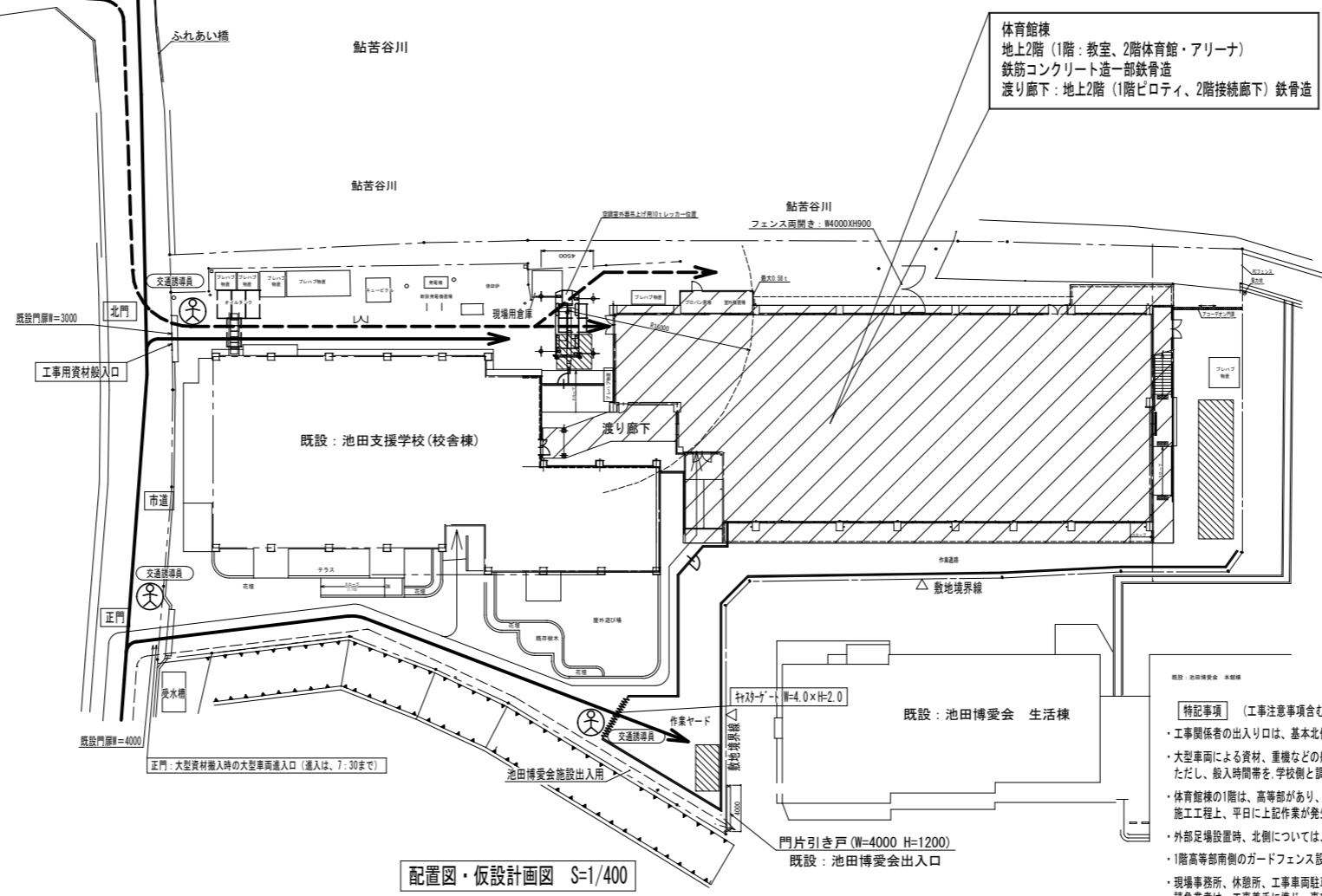
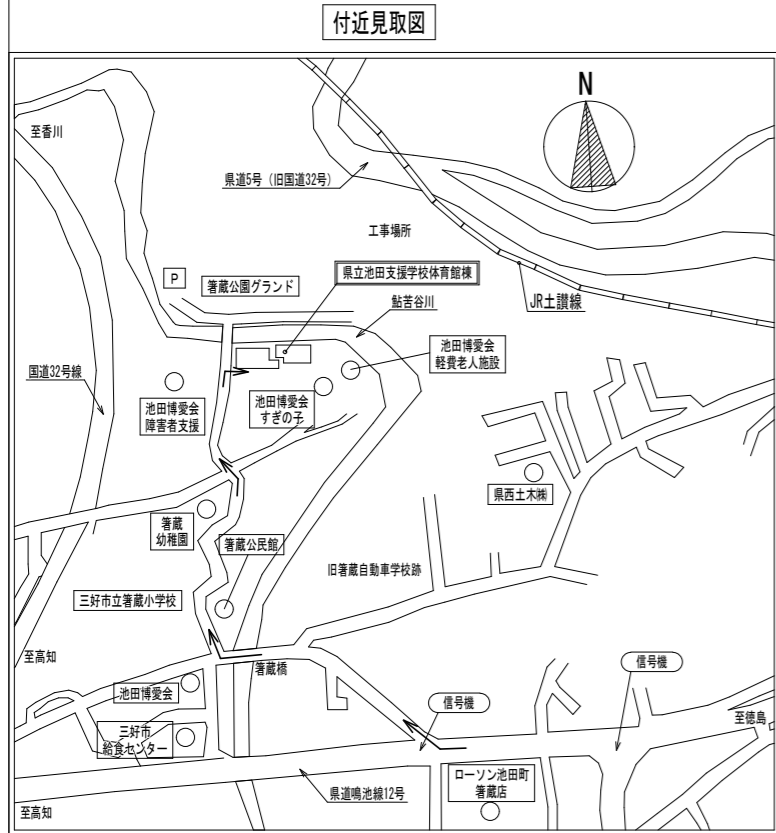
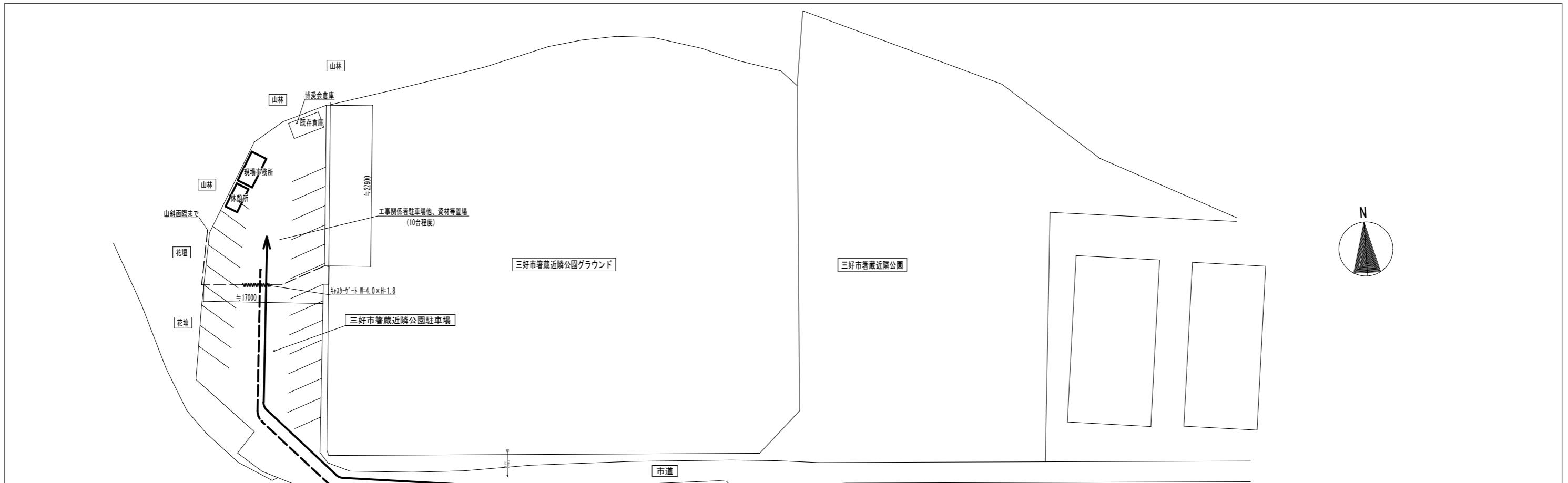


株式会社 スバル設計

管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸

Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

一級建築士 No. 203045 一級建築士 No. 23227 一級建築士 No. 284584



(建築工事)

凡例

	工事建物
	工事車両用進入路
	作業員動線
	支援学校生徒動線
	博愛会動線
	仮囲い(ガードフェンス H=1.8)
	仮囲い(万能鋼板 H=3.0)
	キャストゲート
	仮囲い扉: W910 x H1900・施設付き
	鉄板敷き(3x6, 4x8, 5x10) ※既存枳類注意
	交通整理員
	工事車両置場、作業ヤード、資材置場
	現場事務所、休憩所

- 特記事項 (工事注意事項含む)
- ・工事関係者の出入り口は、基本北側の北門からとする。
 - ・大型車両による資材、重機などの搬入がある場合のみ正門側を使用する。ただし、搬入時間帯を、学校側と調整し、登校時間及び下校時間と、重なる事の無い様にする。
 - ・体育館棟の1階は、高等部があり、学校施設は、運用しながらの工事となる為、騒音・振動・臭気等の発生する工事は、基本土日とする。施工工程上、平日に上記作業が発生する場合は、事前に学校側に説明し承諾を得る事。
 - ・外部足場設置時、北側については、架線が建物と隣接している為、電力会社と事前協議し架線養生など安全に配慮する事。
 - ・1階高等部南側のガードフェンス設置期間は、外部足場設置までとする。
 - ・現場事務所、休憩所、工事車両置場については、鮎谷谷川北側の三好市着蔵近隣公園西側の駐車場の一部使用を想定しており、請負業者は、工事着手に準じ、事前に三好市教育委員会社会教育課にて、駐車場借用について協議の上承諾を得ること。
 - ・駐車場は、平日及び土日において、ゲートボヤ場・グラウンド使用者が利用する為、車両通行時には、安全走行に十分に配慮し、市道、駐車場内は原則除行(10km以下)とする

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R5 営繕 池田支援学校 三・池田 体育館改修工事電気	●図面番号 E-01	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長 藤川 隆幸	設計長 近藤 誠司	担当者 吉見 明
		●図面名 付近見取図・建物配置図・外構仮設計画図	●縮尺 A2=1/400		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 228227	一級建築士 No. 294594

(注) 非常灯の姿図に記載の各情報は灯具選定のための参考とし
記載内容による製造者を選定するものではない

A 2 1	LSS9-2-15		A 2 2	LSS9-2-30		A 3 2 1	LSS9-4-30		A 3 2 2	LSS9-4-65		B 3 2 1	LRS6-4-30		B 3 2 2	LRS3-4-65																																																																														
C 2 1	LDL 20 x 1 片反射笠付型		C 3 2 1	LDL 40 x 1 片反射笠付		D 3 2 1	LRS8-4-28		E 3 2 3	LRS9-4-45		F 3 2 2	LRS1-33		G 2 1 W	LBF3MP/RP-2-06																																																																														
H 1 8 1	LRS1-05		H 2 7 1	LRS1-08		I 1 8 1	LEDブラケット15形		J 2 1	LED流し元灯20形		K 3 2 2	直付型40形 反射笠付型		L 9 0	スポットライト 150形																																																																														
M	LED高天井用照明器具		N 3 2 2 P	直付型40形 反射笠付型		O 3 2 1 P	直付型40形 黒板灯		P 1 8 1 W	軒下用LEDダウンライト 60形		Q 1 3 1 W	LEDシーリングライト		R 1 5 1 W	LEDダウンライト150形																																																																														
ハ 3 2 1 b	非常照明兼用型階段灯		ニ 1 3 1 b	K1-LRS11-2		イ 2 0 b	SH1-FBF20-BL		ロ 2 0 b	ST1-FRF23P-BL		ロ 1 0' b	SH1-FRF20P-C		ロ 2 0' b	SH1-FRF20P-BL																																																																														
センサ検光30分、H132形高出力型器具1灯相当 電池内蔵 非常灯評定番号：L A L E - 0 1 5		電池内蔵 非常灯評定番号：L A L E - 0 0 4		参考照度範囲		参考照度範囲		参考照度範囲		参考照度範囲		参考照度範囲		参考照度範囲		参考照度範囲																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>器具取付高さ</th> <th>1.0m</th> <th>1.5m</th> <th>2.0m</th> <th>2.5m</th> <th>3.0m</th> <th>4.0m</th> <th>5.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y=1.0m</td> <td>2lx</td> <td>X+</td> <td>6.1</td> <td>7.2</td> <td>8.0</td> <td>8.7</td> <td>9.3</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>1lx</td> <td>x</td> <td>7.4</td> <td>8.9</td> <td>10.1</td> <td>10.9</td> <td>11.6</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>Y=1.5m</td> <td>2lx</td> <td>X+</td> <td>5.9</td> <td>7.1</td> <td>7.9</td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>1lx</td> <td>x</td> <td>7.3</td> <td>8.8</td> <td>10.0</td> <td>10.8</td> <td>11.5</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>Y=2.0m</td> <td>2lx</td> <td>X+</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>7.8</td> <td>8.5</td> <td>9.1</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>1lx</td> <td>x</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>9.9</td> <td>10.7</td> <td>11.4</td> <td>12.8</td> </tr> </tbody> </table>		器具取付高さ	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m	3.0m	4.0m	5.0m	Y=1.0m	2lx	X+	6.1	7.2	8.0	8.7	9.3	10.0	1lx	x	7.4	8.9	10.1	10.9	11.6	12.9	Y=1.5m	2lx	X+	5.9	7.1	7.9	8.6	9.2	9.8	1lx	x	7.3	8.8	10.0	10.8	11.5	12.9	Y=2.0m	2lx	X+	0.0	0.0	7.8	8.5	9.1	9.8	1lx	x	0.0	0.0	9.9	10.7	11.4	12.8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>器具取付高さ</th> <th>2.1m</th> <th>2.4m</th> <th>2.6m</th> <th>3.0m</th> <th>4.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体配置</td> <td>A 1</td> <td>4.2</td> <td>4.6</td> <td>4.7</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>直線配置</td> <td>A 2</td> <td>9.3</td> <td>10.2</td> <td>10.8</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>四角配置</td> <td>A 4</td> <td>7.4</td> <td>8.2</td> <td>8.7</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table>		器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	単体配置	A 1	4.2	4.6	4.7	4.9	直線配置	A 2	9.3	10.2	10.8	11.9	四角配置	A 4	7.4	8.2	8.7	9.6	片面型避難口誘導灯 器具名'-d' 共		両面型通廊誘導灯		片面型避難口誘導灯		片面型避難口誘導灯	
器具取付高さ	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m	3.0m	4.0m	5.0m																																																																																							
Y=1.0m	2lx	X+	6.1	7.2	8.0	8.7	9.3	10.0																																																																																						
1lx	x	7.4	8.9	10.1	10.9	11.6	12.9																																																																																							
Y=1.5m	2lx	X+	5.9	7.1	7.9	8.6	9.2	9.8																																																																																						
1lx	x	7.3	8.8	10.0	10.8	11.5	12.9																																																																																							
Y=2.0m	2lx	X+	0.0	0.0	7.8	8.5	9.1	9.8																																																																																						
1lx	x	0.0	0.0	9.9	10.7	11.4	12.8																																																																																							
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m																																																																																									
単体配置	A 1	4.2	4.6	4.7	4.9																																																																																									
直線配置	A 2	9.3	10.2	10.8	11.9																																																																																									
四角配置	A 4	7.4	8.2	8.7	9.6																																																																																									

特記

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R 5 営繕 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気

●図面名
電灯設備 新設照明器具参考姿図

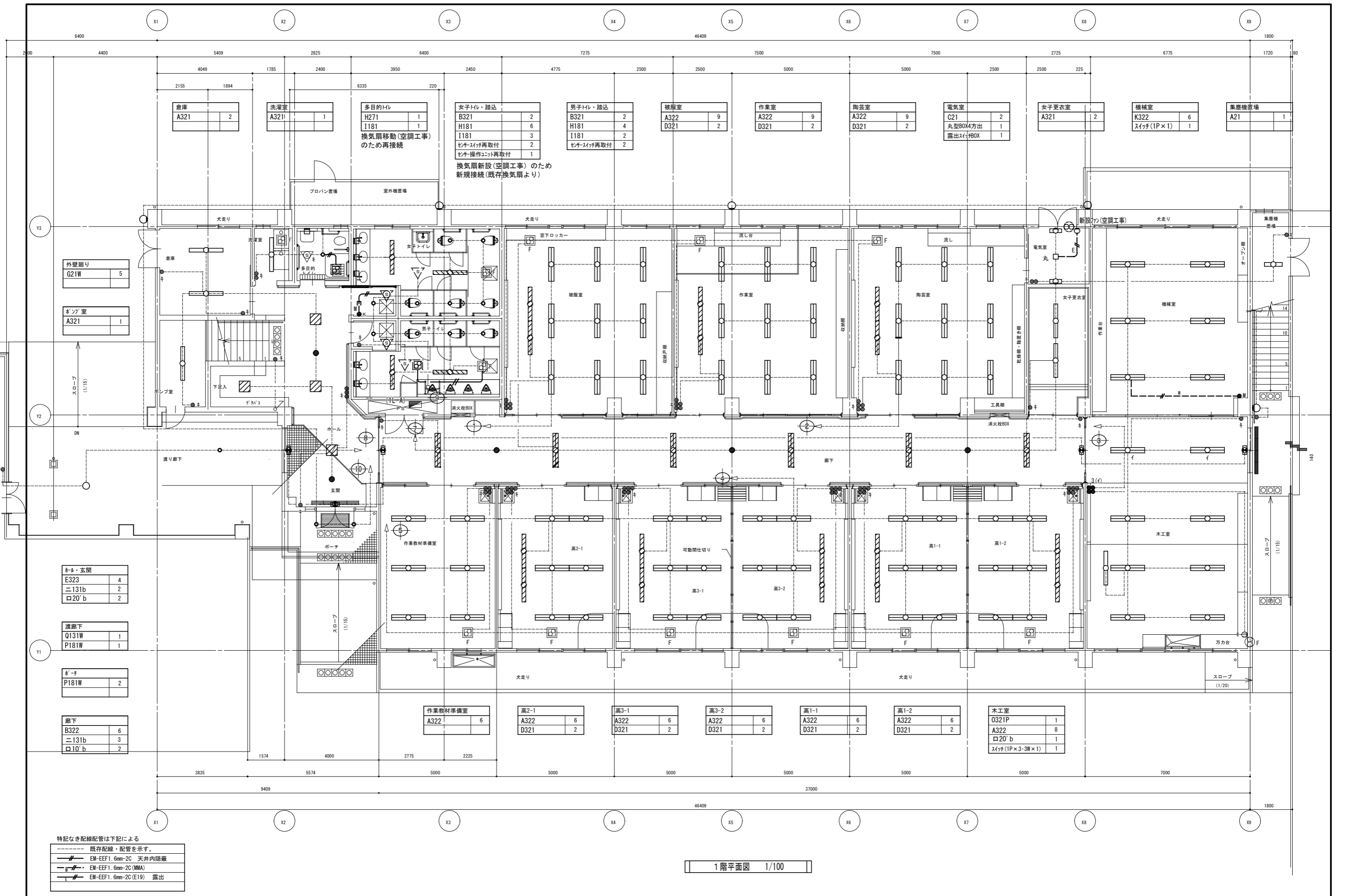
●図面番号
E - 03

●縮尺
Non

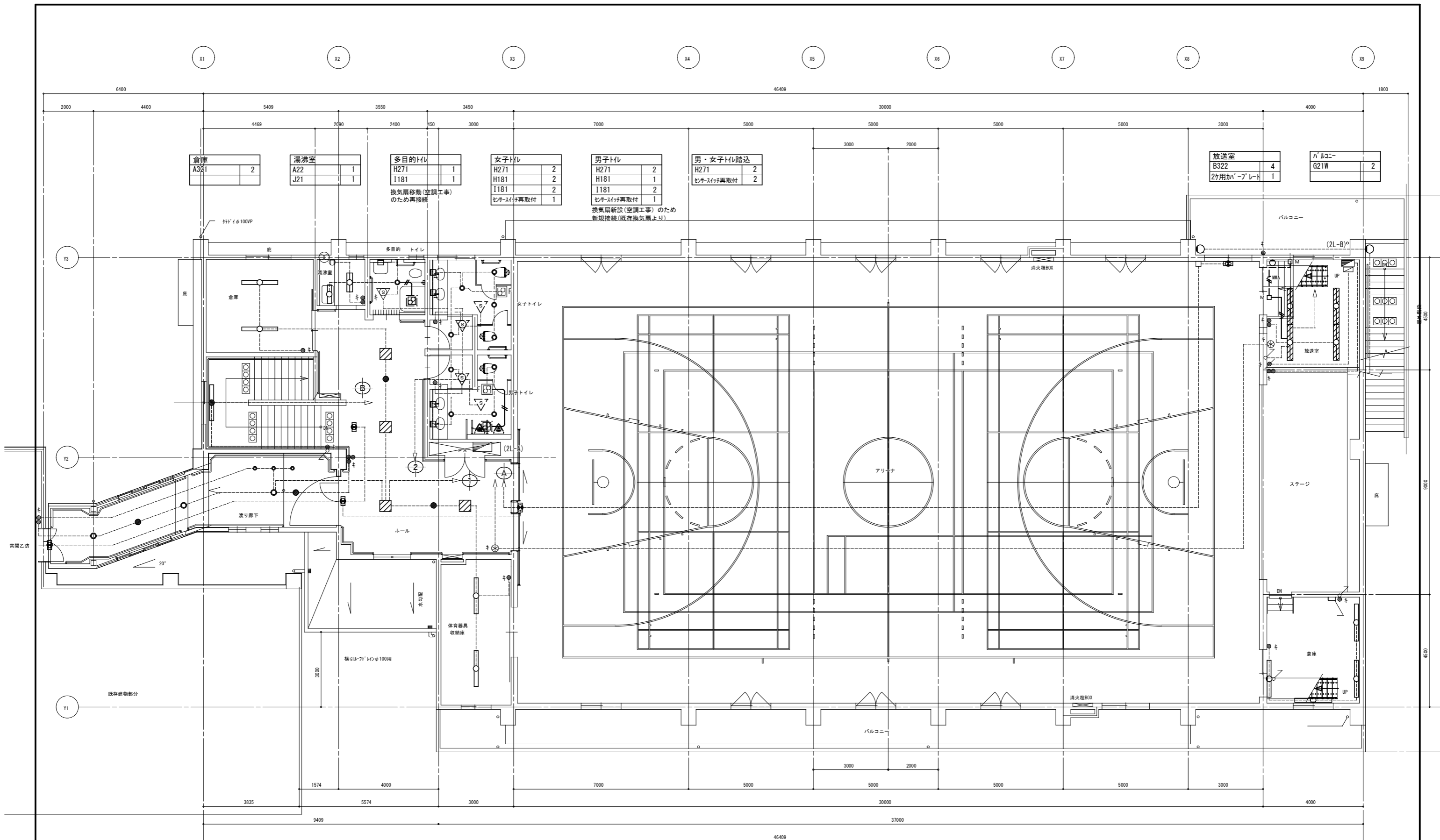
株式会社 スバル設計

管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

所長	設計長	担当者
藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明
一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 225227	一級建築士 No. 234694



特記	徳島県土整備部管轄課	●工事名	R5宮橋 池田支援学校 三・池田 体育館様改修工事電気	●図面番号	E-04	 所長 藤川 隆幸 設計長 近藤 誠司 担当者 吉見 明 <small>管理建築士 No.203045 藤川 隆幸 一級建築士 No.203045 近藤 誠司 一級建築士 No.294594 吉見 明</small>
		●図面名	電灯設備 1階平面図(改修後)	●縮尺	A2=1/100	



倉庫	A321	2
----	------	---

湯沸室	A22	1
	J21	1

多目的トイレ	H271	1
	I181	1

女子トイレ	H271	2
	H181	2
	I181	2
	センサースイッチ再取付	1

男子トイレ	H271	2
	H181	1
	I181	2
	センサースイッチ再取付	1

男・女子トイレ踏込	H271	2
	センサースイッチ再取付	2

放送室	B322	4
	2ヶ用かハーフプレート	1

バルコニー	G21W	2
-------	------	---

階段	A321B	1
----	-------	---

渡廊下	R151W	3
	F322	3
	ニ131b	2
	口10' b	1

ホール	E323	4
	口20b	2
	ニ131b	2

アリーナ	イ20b	2
------	------	---

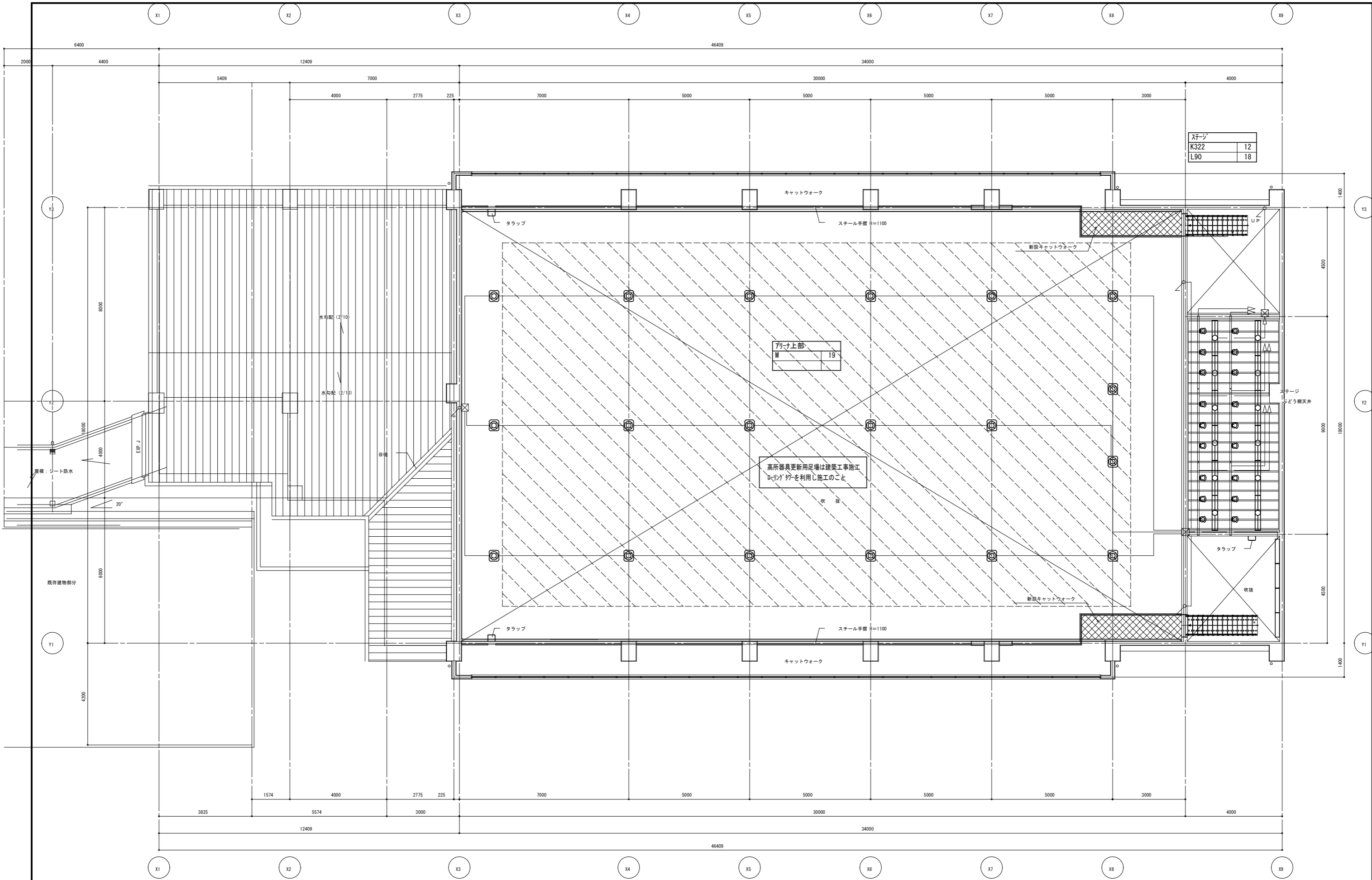
体育器具収納庫	A321	2
---------	------	---

倉庫	C321G	4
----	-------	---

改修後 2階平面図

特記なき配線配管は下記による

---	既存配線・配管を示す。
—	EM-EF1.6mm-2C 天井内隠蔽
—	EM-EF1.6mm-3C (MMA) 露出
—	EM-EF1.6mm-3C 天井内隠蔽



キャットウォーク平面図 1/100

特記	徳島県土整備部管轄課	●工事名	R5 室精 池田支援学校 三・池田 体育館様改修工事電気	●図面番号	E-06	株式会社 スバル設計 管理建築士 No. 203045 藤川 隆幸 一般建築士 No. 203466 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112 一般建築士 No. 203045 一般建築士 No. 238227 一般建築士 No. 286594	所長	設計長	担当者
		●図面名	電灯設備 キャットウォーク平面図(改修後)	●縮尺	A2=1/100		藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明

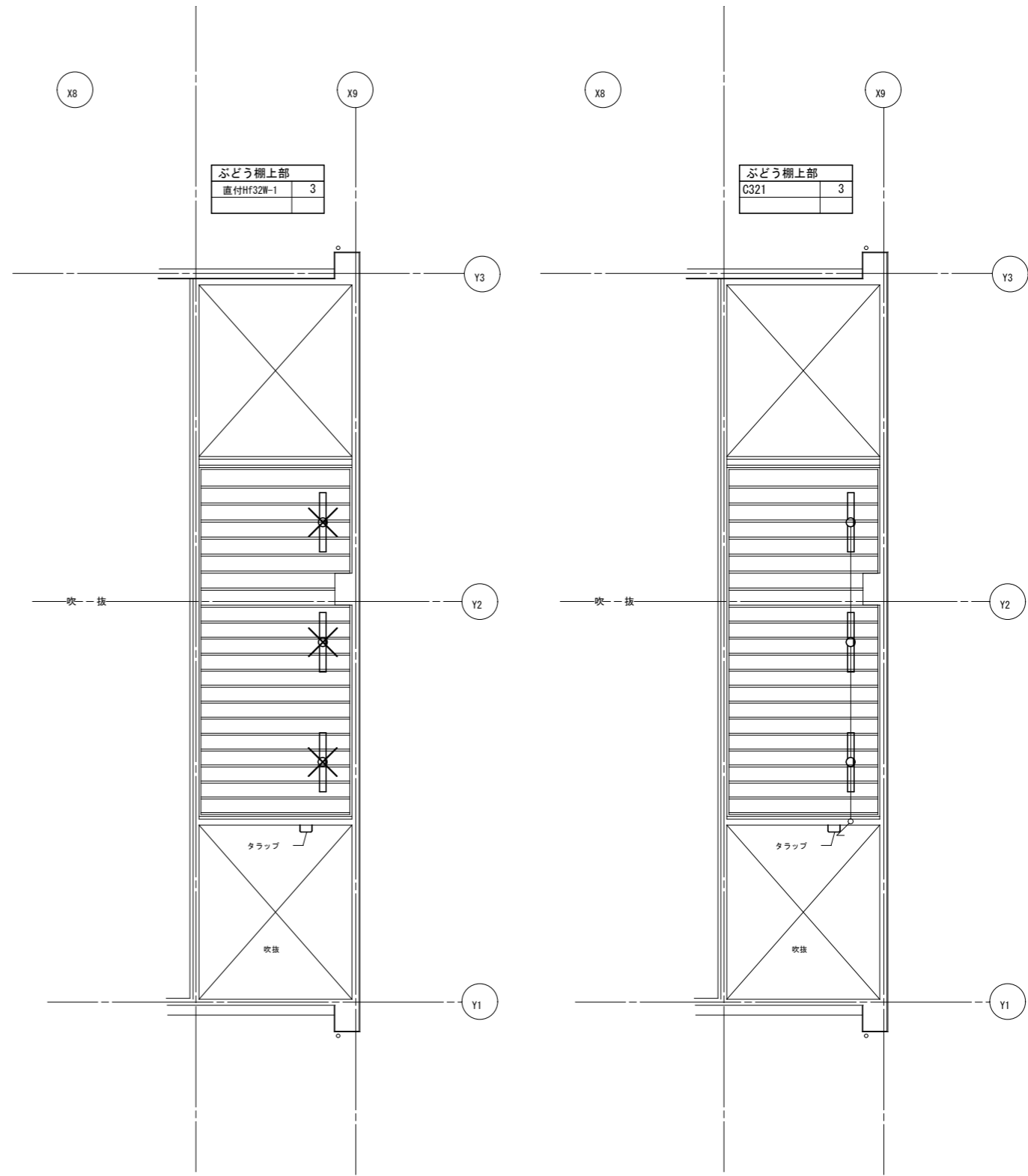
階	工事名	部屋名	記号	
1	電灯	機械室	●—	埋込スイッチ (300V15A×1) 埋込スイッチボックス(1個用) 共
		電気室	□丸	丸型露出ボックス (3方出)
			○	カバープレート(新金属1個用) 露出スイッチボックス共
		女子トイレ踏込	●—	埋込スイッチ (300V15A×1) 埋込スイッチボックス(1個用) 共
	コンセント	クラスルーム	2●—	埋込コンセント (125V15A×2) 埋込スイッチボックス(1個用) 共
			□M	埋込用ジャンクションボックス
			●	はつり補修部分を示す (壁貫通)
		男・女トイレ	□0.B	アクトレックスボックス(四角中浅カバー) 各室・各工事共通
			2E●—	埋込コンセント (125V15A×2・7-ス付) 埋込スイッチボックス(1個用) 共
			E-ET●—	埋込コンセント (125V15A・E・ET付) 埋込スイッチボックス(1個用) 共
	渡廊下・外部	□丸	丸型露出ボックス (2方出)	
		WPE●—GP	防水コンセント(125V15A×2・ET付) 露出スイッチボックス共	
2	コンセント	男・女トイレ	2E●—PF	埋込コンセント (125V15A×2・7-ス付) アクトレックスボックス(1個用) 共
		アリーナ	2●—	埋込コンセント (125V15A×2) 埋込スイッチボックス(1個用) 共
	放送室	●—MMA	埋込スイッチ(300V15A×) 埋込スイッチボックス(1個用) 共	
	ぶどう棚	○—MMA	カバープレート(新金属1個用) MMA露出スイッチボックス共	

電灯回路 (E-06~09)

●キ	既存埋込スイッチを示す	
○キ	既存埋込コンセントを示す	
⊙F	既存壁掛換気扇を示す	
⊞F	既存天井埋込換気扇を示す	
⊖No	盤回路番号を示す	
▽	既存センサースイッチ親機	再取付 (既存配線再接続)
▽	既存センサースイッチ子機	再取付 (既存配線再接続)
●K	既存センサー操作スイッチ	再取付 (既存配線再接続)
▽キ	既存センサースイッチを示す	
⊕キ	既存リモコンスイッチを示す	
⊞	天井埋込換気扇	空調工事施工新設及び既存移動換気扇 (本工事にて電源接続)

コンセント回路 (E-14~16)

○キ	既存埋込コンセントを示す	
⊙キ	既存フロアコンセントを示す	
⊞	既存電灯分電盤を示す	内部改修 (図E-04参照)



ぶどう棚 改修前平面図 1/100

ぶどう棚 改修後平面図 1/100

特記

徳島県土整備部営繕課

●工事名
R5 登補 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気

●図面名
電灯設備 ぶどう棚平面図(改修前・後)、凡例

●図面番号
E-07

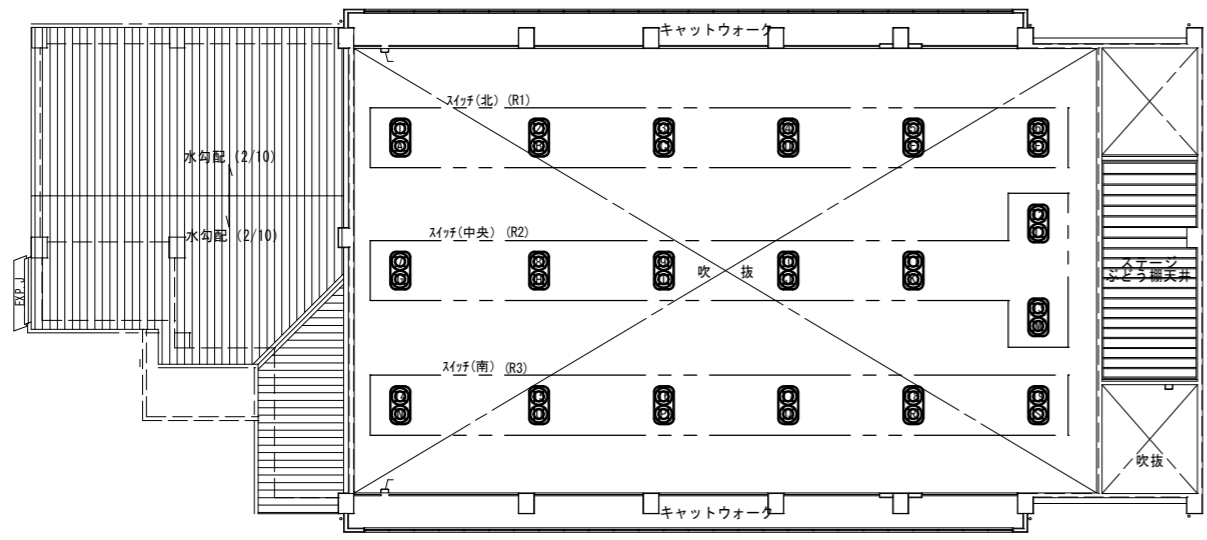
●縮尺
A2=1/100

株式会社 スバル設計

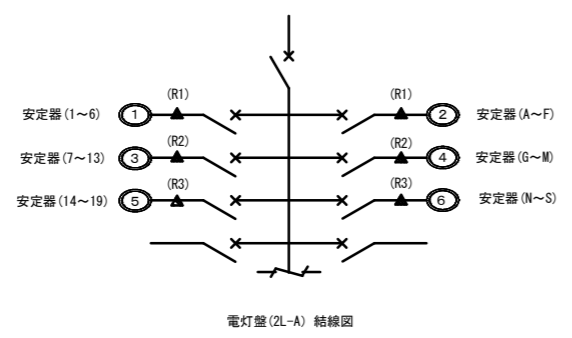
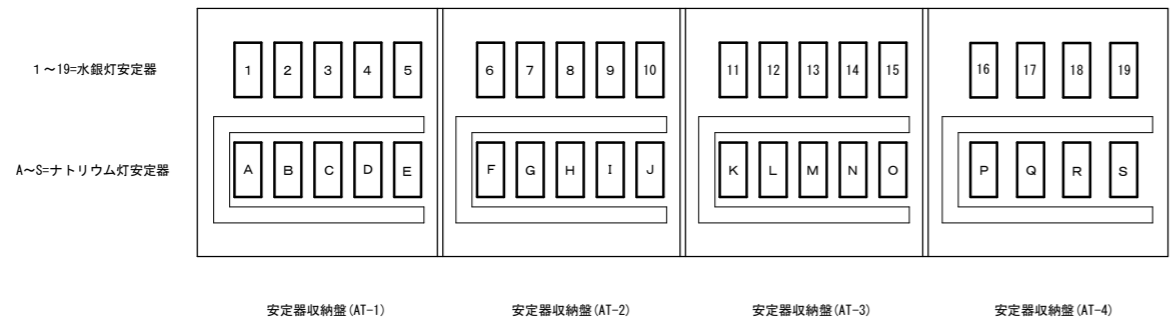
管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸
Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112

所長	設計長	担当者
藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明
一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 228227	一級建築士 No. 284694

改修前

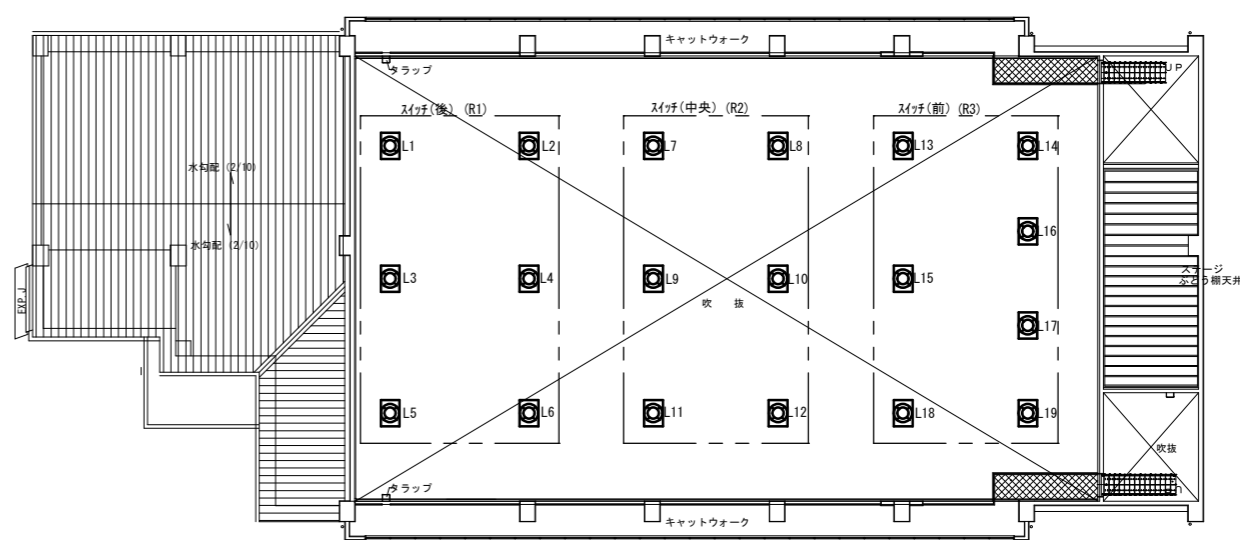


アリーナ照明改修前スイッチ系統図

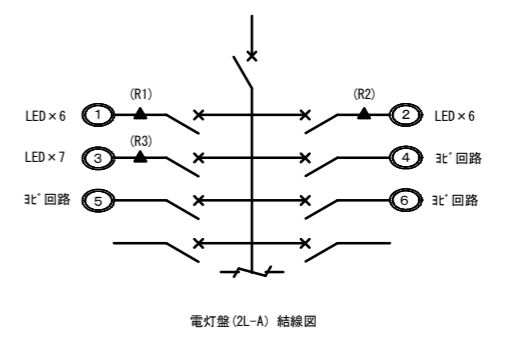
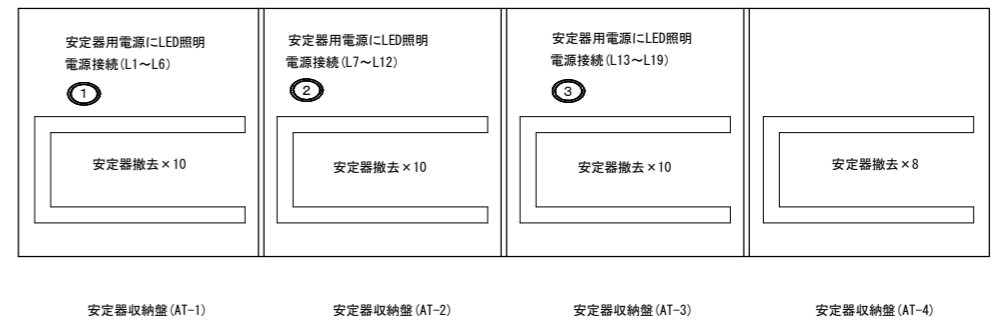


電灯盤 (2L-A) 結線図

改修後



アリーナ照明改修後スイッチ系統図



電灯盤 (2L-A) 結線図

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R5室補 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気	●図面番号	E-08	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	電灯設備 アリーナ照明スイッチ系統図	●縮尺	A2=1/150		藤川 勝幸	近藤 誠司	吉見 明
							一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 228227	一級建築士 No. 284584

倉庫	直付HF32W-1	2
----	-----------	---

洗濯室	直付HF32W-1	1
-----	-----------	---

多目的トイレ	ダウライト	1
ブラケット付		1
換気扇位置変更(空調工事)のため配線撤去		

女子トイレ・踏込	埋込HF32W-1	2
ダウライト		6
ブラケット付		3
センサースイッチ親機取外し		1
センサースイッチ子機取外し		1
センサー操作ユニット取外し		1

男子トイレ・踏込	埋込HF32W-1	2
ダウライト		4
ブラケット付		2
センサースイッチ親機取外し		1
センサースイッチ子機取外し		1

被服室	直付HF32W-2	9
埋込HF32W-1		2

作業室	直付HF32W-2	9
埋込HF32W-1		2

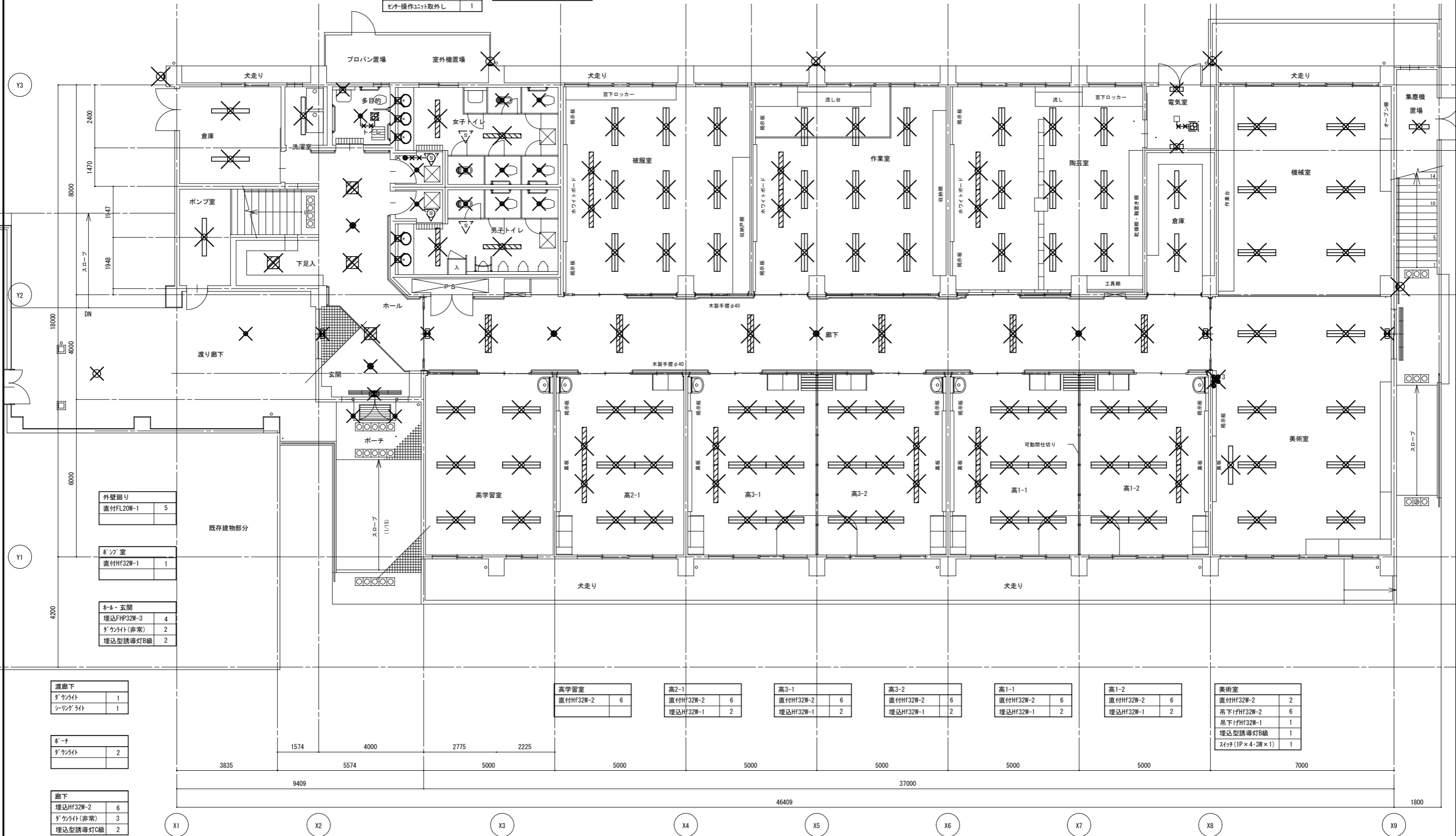
陶芸室	直付HF32W-2	9
埋込HF32W-1		2

電気室	直付FL20W-1	2
-----	-----------	---

倉庫	直付HF32W-1	2
----	-----------	---

機械室	吊下fHF32W-2	6
-----	------------	---

集塵機置場	直付FL20W-1	1
-------	-----------	---



外壁廻り	直付FL20W-1	5
------	-----------	---

キITCHン室	直付HF32W-1	1
---------	-----------	---

ホール・玄関	埋込FHP32W-3	4
ダウライト(非常)		2
埋込型誘導灯B級		2

渡廊下	ダウライト	1
シーリングライト		1

キITCHン室	ダウライト	2
---------	-------	---

廊下	埋込HF32W-2	6
ダウライト(非常)		3
埋込型誘導灯C級		2

高学習室	直付HF32W-2	6
------	-----------	---

高2-1	直付HF32W-2	6
埋込HF32W-1		2

高3-1	直付HF32W-2	6
埋込HF32W-1		2

高3-2	直付HF32W-2	6
埋込HF32W-1		2

高1-1	直付HF32W-2	6
埋込HF32W-1		2

高1-2	直付HF32W-2	6
埋込HF32W-1		2

美術室	直付HF32W-2	2
吊下fHF32W-2		6
吊下fHF32W-1		1
埋込型誘導灯B級		1
スイッチ(IP×4-3W×1)		1

特記

徳島県土整備部管轄課

●工事名
R5 宮崎 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気
●図面名
電灯設備 1階平面図(改修前)

●図面番号
E-09
●縮尺
A2=1/100



所長	設計長	担当者
藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明
一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 284594

倉庫	
直付HF32W-1	2

湯沸室	
直付FL20W-2	1
直付FL20W-1	1

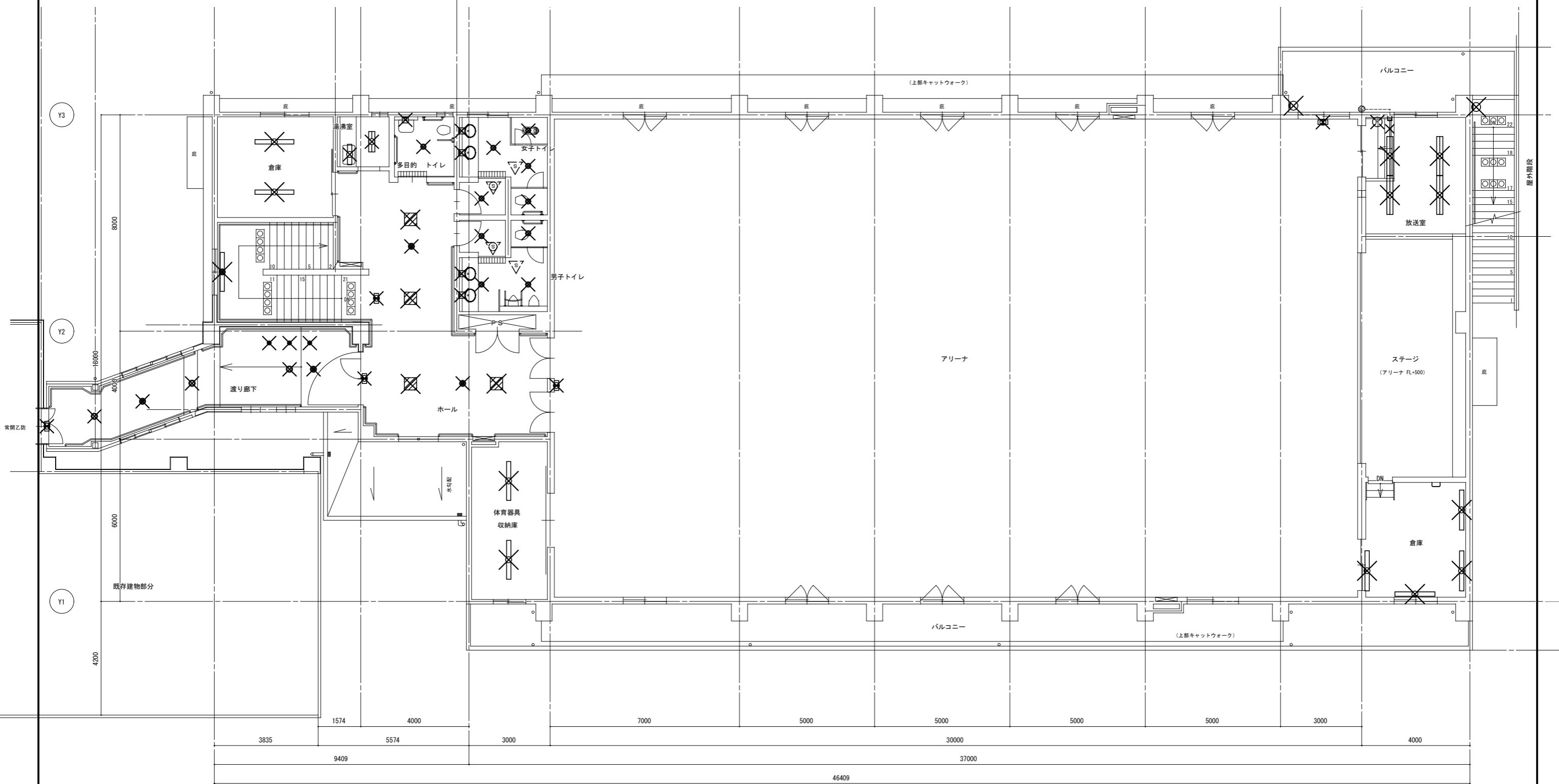
多目的トイレ	
ダウライト	1
ブラケットライト	1

女子トイレ・踏込	
ダウライト	5
ブラケットライト	2
センサー付観機取外し	1
センサー付椅子機取外し	1

男子トイレ・踏込	
ダウライト	4
ブラケットライト	2
センサー付観機取外し	1
センサー付椅子機取外し	1

放送室	
埋込HF32W-2	4
オートリフタースイッチ	1

バルコニー	
直付FL20W-1	2



階段	
直付HF32W-1	1

渡廊下	
ダウライト	6
ダウライト(非常)	2
埋込型誘導灯C級	1

ホール	
ダウライト(非常)	2
埋込型誘導灯B級	2
埋込FHP32W-3	4

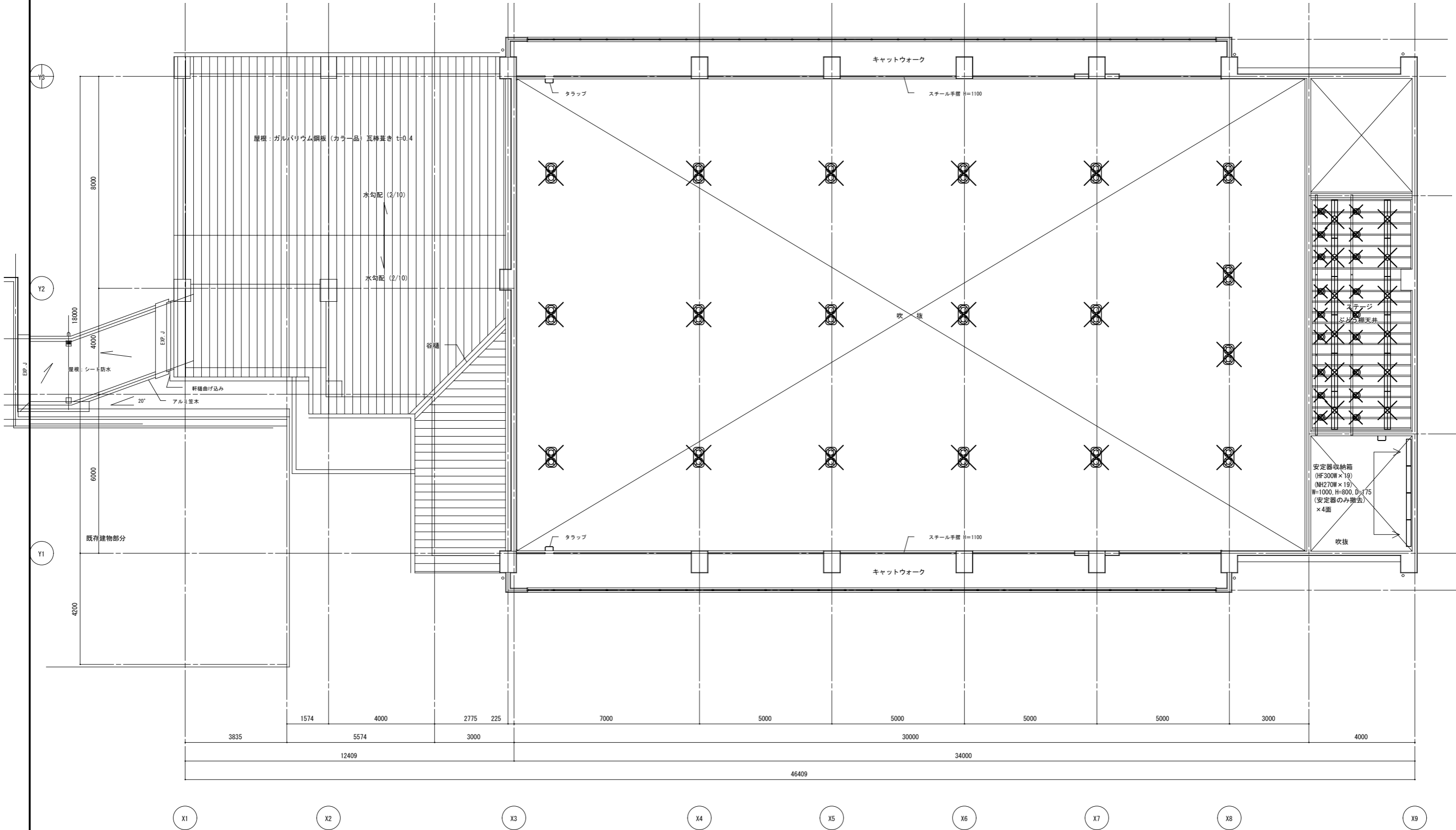
アリーナ	
埋込型誘導灯B級	2
(ダクト付)	

体育器具収納庫	
直付HF32W-1	2

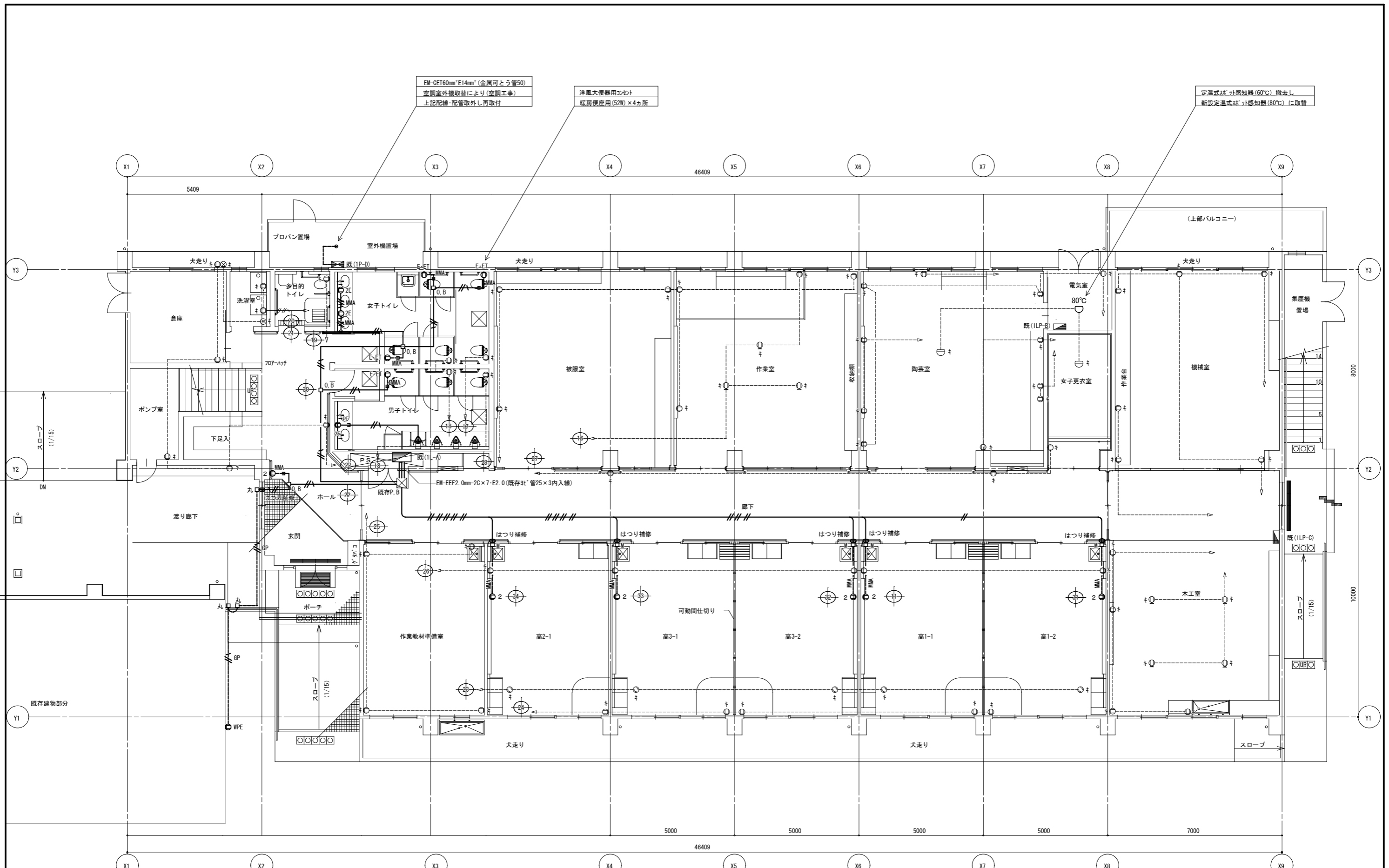
倉庫	
直付HF32W-1	4
(ダクト付)	

アリーナ上部	
HF300W+NH270W	19
(オートリフター一体型)	

ステージ	
直付HF32W-2	12
床*コトライト(ダクト)	18



特記	徳島県土整備部管轄課	●工事名	R5 宮崎 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気	●図面番号	E-11	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	電灯設備 キャットウォーク平面図 (改修前)	●縮尺	A2=1/100		藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明
						一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 22827	一級建築士 No. 284584	

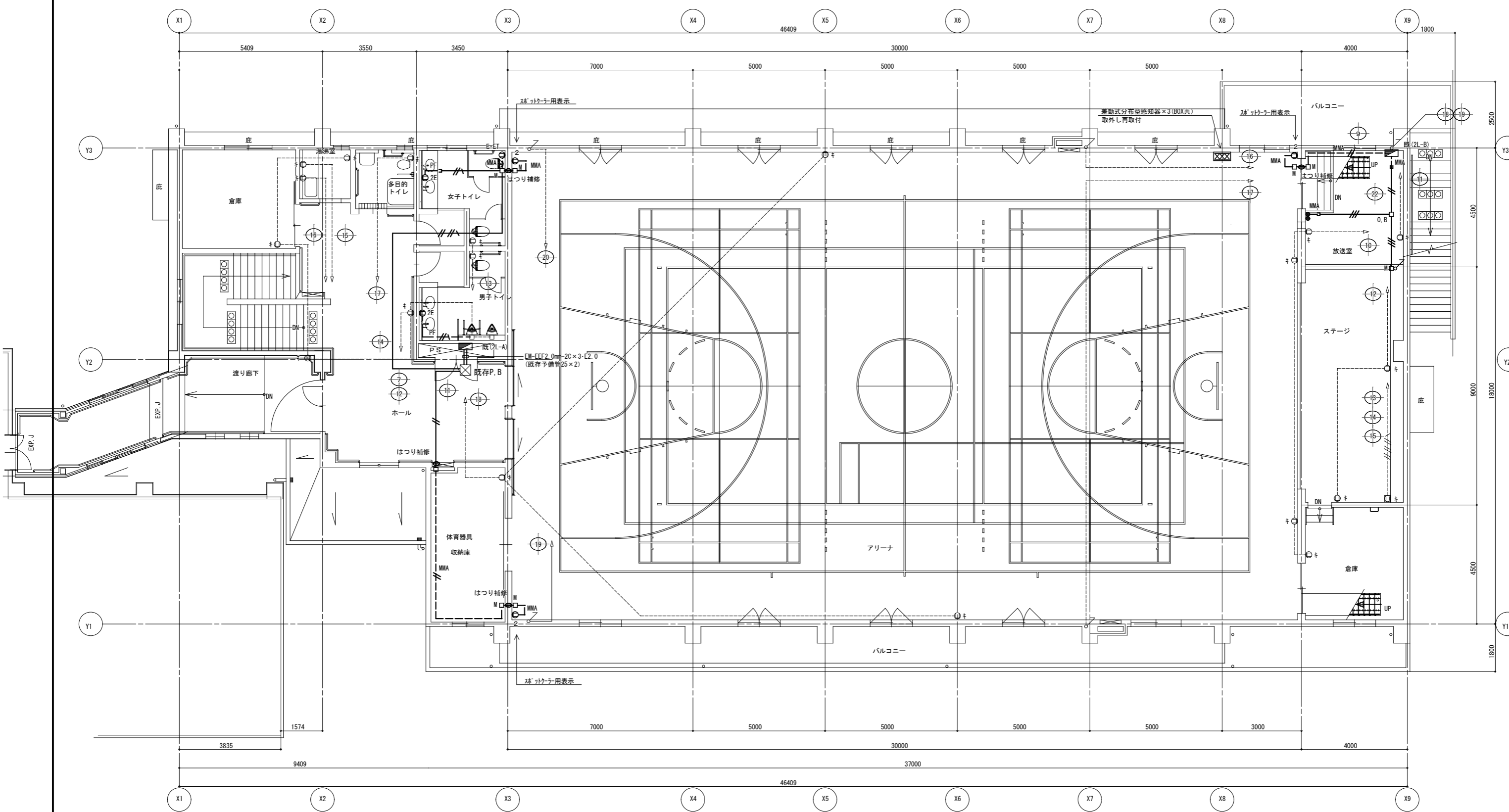


特記なき配線配管は下記による

-----	既存配線・配管を示す。	EM-EET2.0mm-3C	天井内隠蔽 1芯7-ス
---	EM-EET2.0mm-2C 天井内隠蔽	EM-EET2.0mm-3C (MMA)	
---	EM-EET2.0mm-2C (MMA)	EM-EET2.0mm-3C (G16)	露出配管
---	EM-EET2.0mm-3C (PF16) 1芯7-ス		壁・床面はつり補修

1階平面図 1/100

特記	徳島県土整備部管轄課	●工事名	R5 宮緒 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気	●図面番号	E-12	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	コンセント設備 1階平面図 (改修後)	●縮尺	A2=1/100		藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明
						一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 228227	一級建築士 No. 294594	

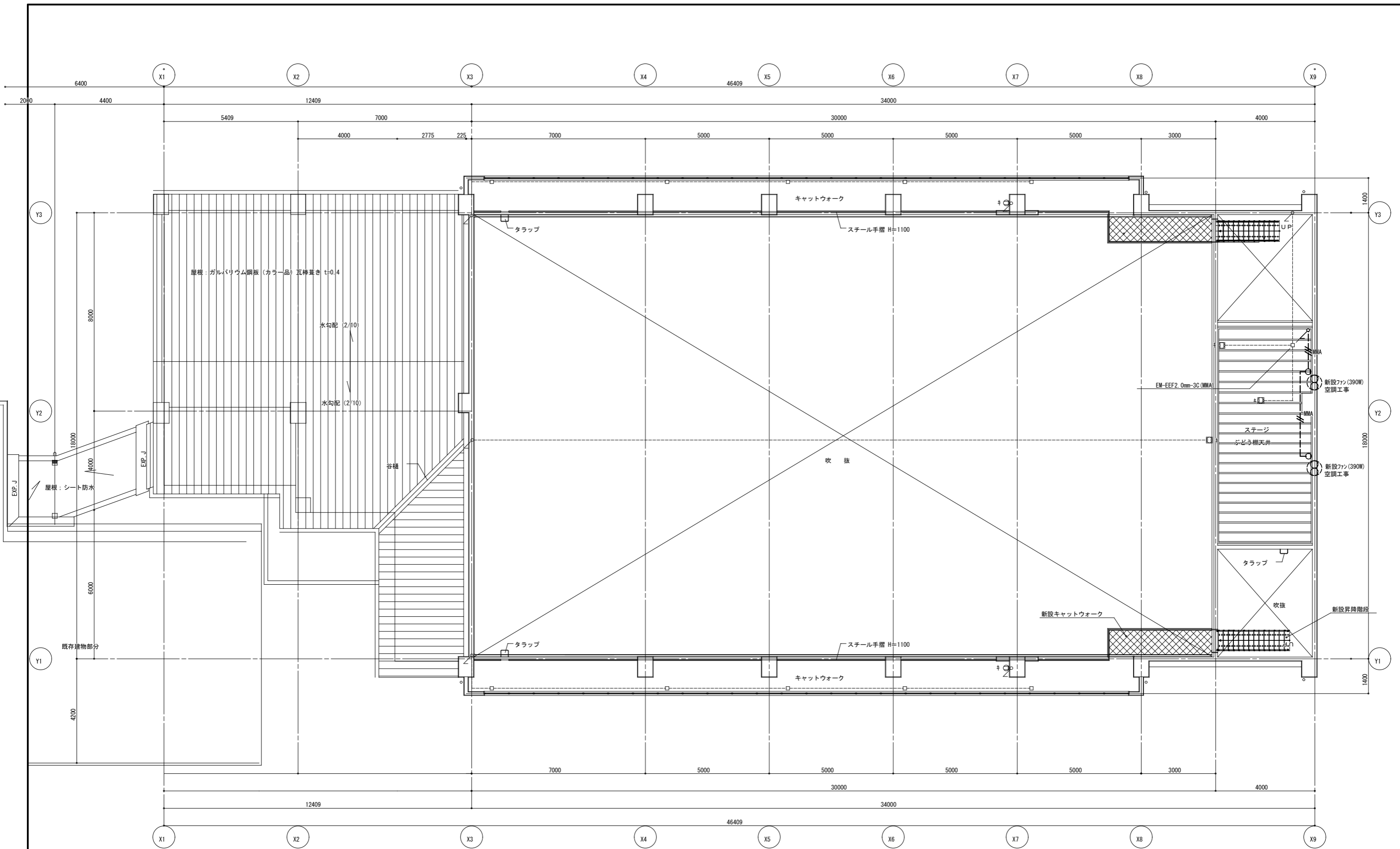


2階平面図 1/100

特記なき配線配管は下記による

---	既存配線・配管を示す。
—	EM-EF2.0mm-2C 天井内隠蔽
—	EM-EF2.0mm-3C 天井内隠蔽
—	EM-EF2.0mm-2C (MMA)
—	EM-EF2.0mm-3C (MMA)
—	EM-EF2.0mm-3C (PF16) 床はつり

特記	徳島県土整備部管轄課	●工事名	R5 宮緒 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気	●図面番号	E-13	株式会社 スバル設計 管理建築士 No.203045 藤川 隆幸 一般建築士 No.203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	コンセント設備 2階平面図(改修後)	●縮尺	A2=1/100		藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明
							一級建築士 No.203045	一級建築士 No.228227	一級建築士 No.234594



特記なき配線配管は下記による

---	既存配線・配管を示す。
—●—	EM-EEF2 0mm-2C (MMA)
—●—	EM-EEF2 0mm-3C (MMA)

キャットウォーク平面図 1/100

特記	徳島県土整備部管轄課	●工事名	R5 常備 池田支援学校 三・池田 体育館棟改修工事電気	●図面番号	E-14	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 隆幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名	コンセント設備 キャットウォーク平面図(改修後)	●縮尺	A2=1/100		藤川 隆幸	近藤 誠司	吉見 明
						一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 228227	一級建築士 No. 284584	